

グループ企業内派遣の 8 割規制について

グループ企業内派遣の8割規制について

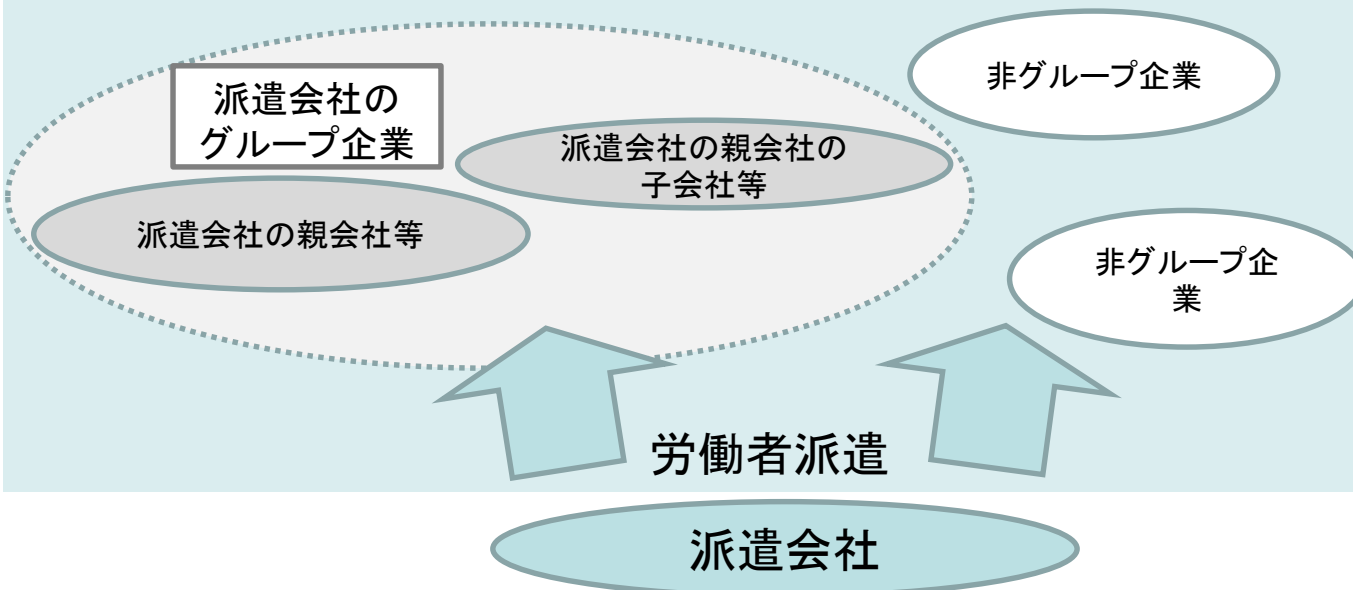
○ 派遣元事業主は、当該派遣元事業主の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者等（関係派遣先（グループ企業））に労働者を派遣するときは、関係派遣先への派遣割合が8割以下となるようにしなければならない。（法第23条の2）

※ 60歳以上の定年退職者は制限の対象外とされる。〈省令〉

※ 派遣元事業主は、毎年度関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければならない。（法第23条第3項）

当該報告を行わず、厚生労働大臣の指導・助言及び指示に従わず、違反している場合は許可取消しの対象となる。（法第14条）

$$\text{グループ企業への派遣割合} = \frac{\text{全派遣労働者のグループ企業での総労働時間} - \text{60歳以上の定年退職者のグループ企業での総労働時間}}{\text{全派遣労働者の総労働時間}} \leq 8割$$

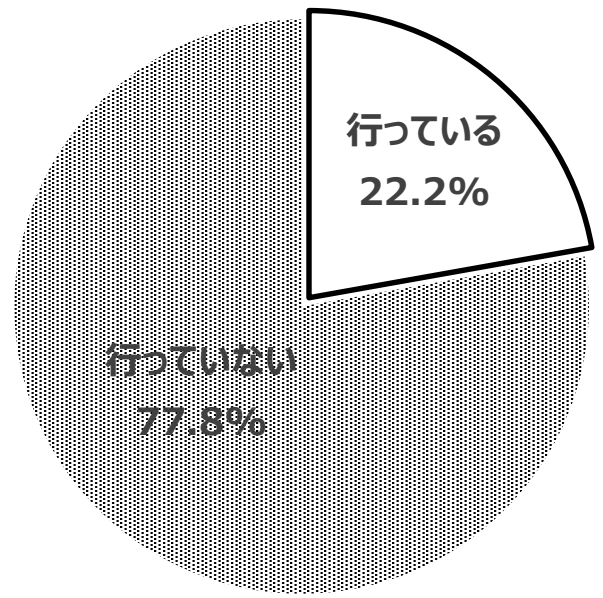


「関係派遣先」の範囲〈省令〉

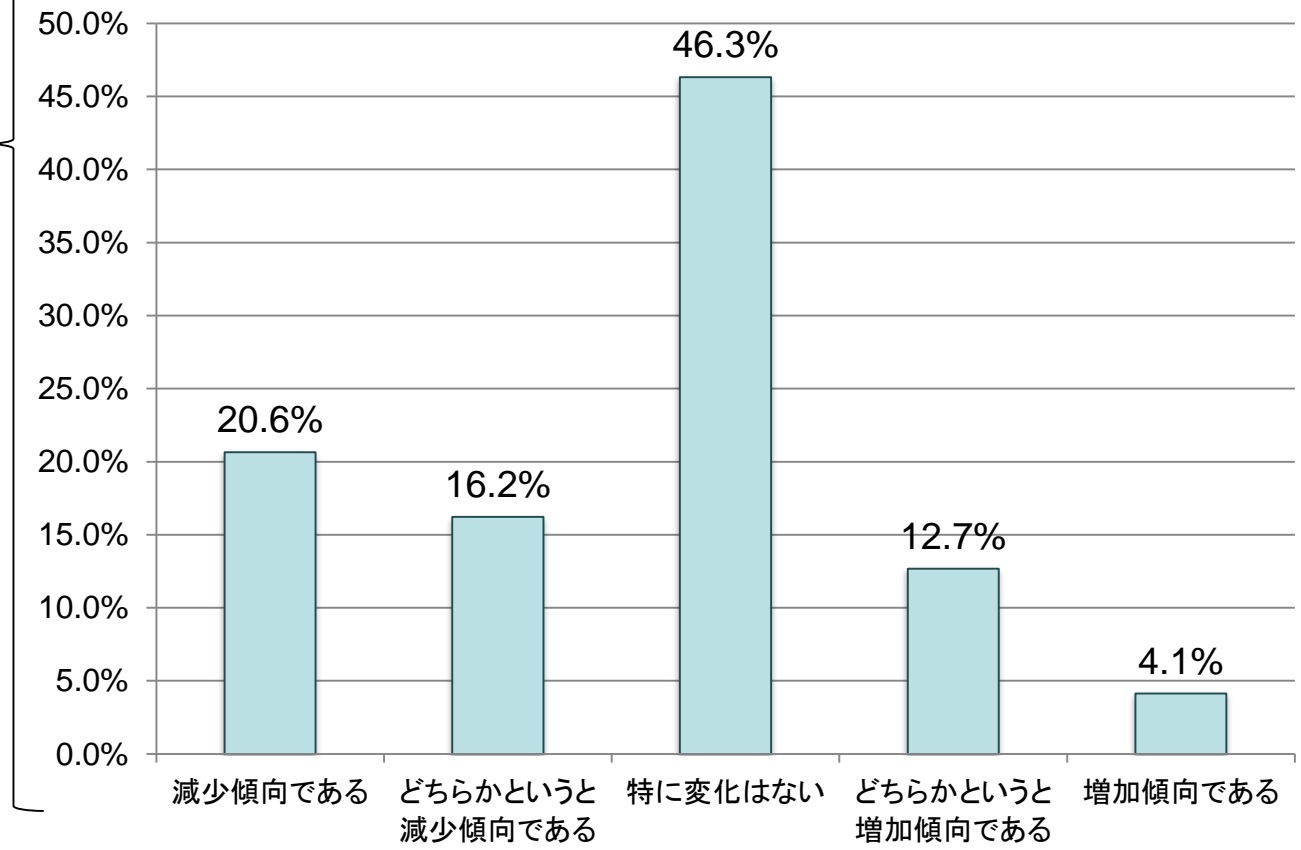
- 派遣会社が連結子会社の場合
 - ・ 派遣会社の親会社
 - ・ 派遣会社の親会社の子会社
 - ※ 親子関係は連結決算の範囲で判断
- 連結会社が連結子会社でない場合
 - ・ 派遣会社の親会社等
 - ・ 派遣会社の親会社等の子会社等
 - ※ 親子関係は外形基準で判断（議決権の過半数を所有、資本金の過半を出資など）

○グループ内派遣の実施状況／直近5年程度のグループ内派遣の動向（派遣元調査）

実施状況 (N=1,527)

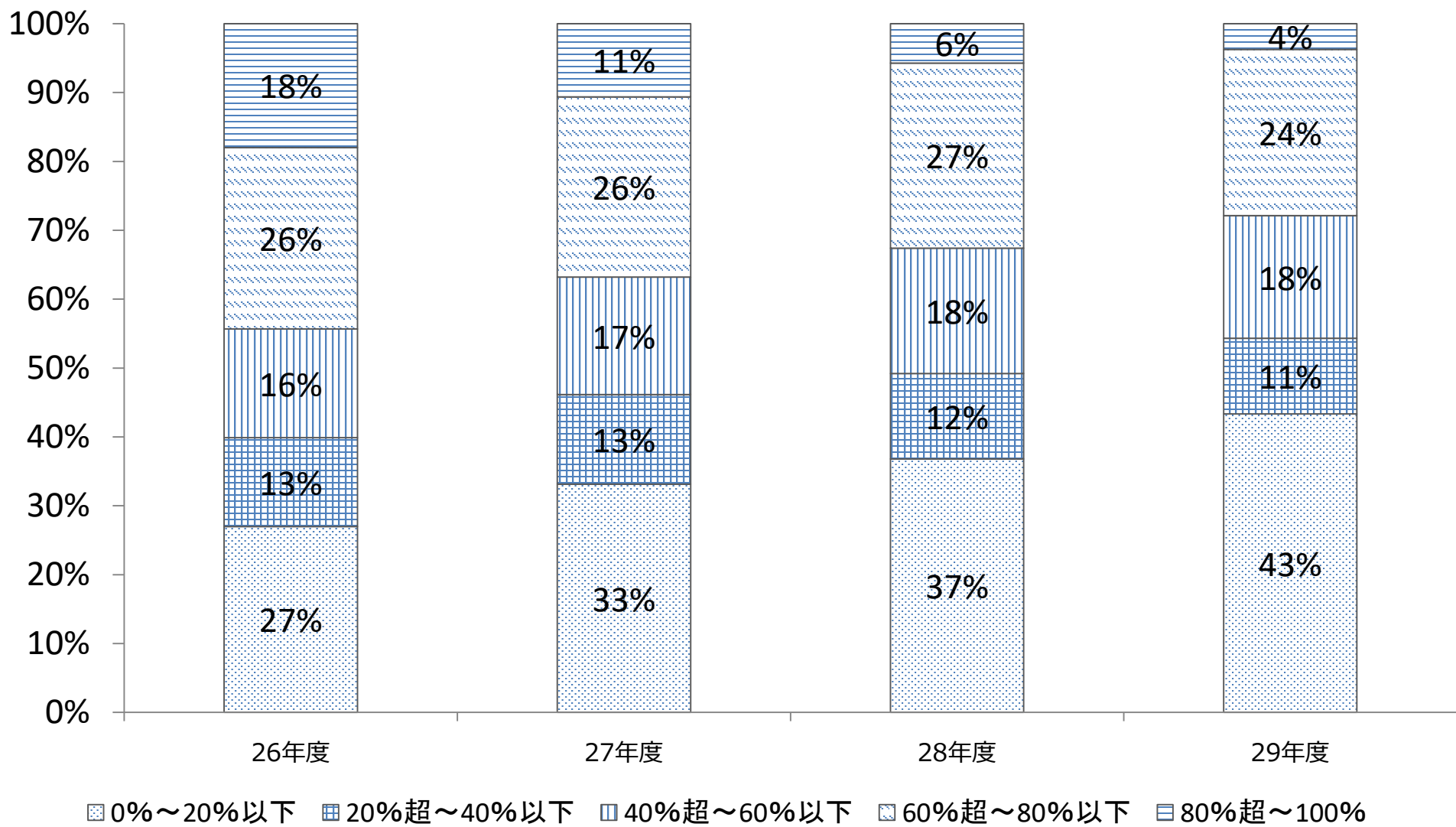


直近5年程度のグループ内派遣の動向 (N=339)



※資料出所：厚生労働省委託「労働者派遣法施行状況調査結果」

○ 関係派遣先への派遣割合の実績について（事業報告）



資料出所：厚生労働省「関係派遣先派遣割合報告書」

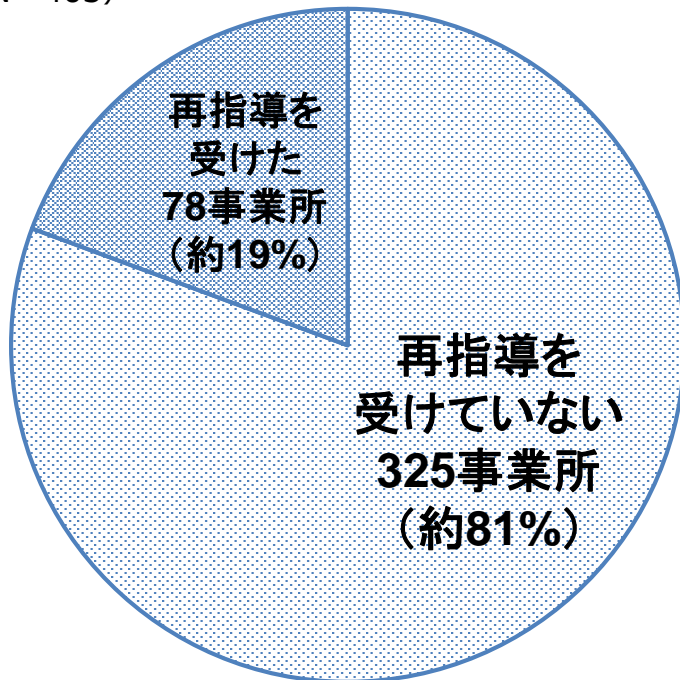
※労働者派遣の実績があった派遣元事業主で、関係派遣先への労働者派遣の実績があった報告に基づき集計

○ 関係派遣先派遣割合が8割を超えている事案の指導状況

平成26年度に法第23条の2違反で指導した全403事業所のうち、平成30年度までの間に再度指導を受けた事業所は78事業所(約19%)。

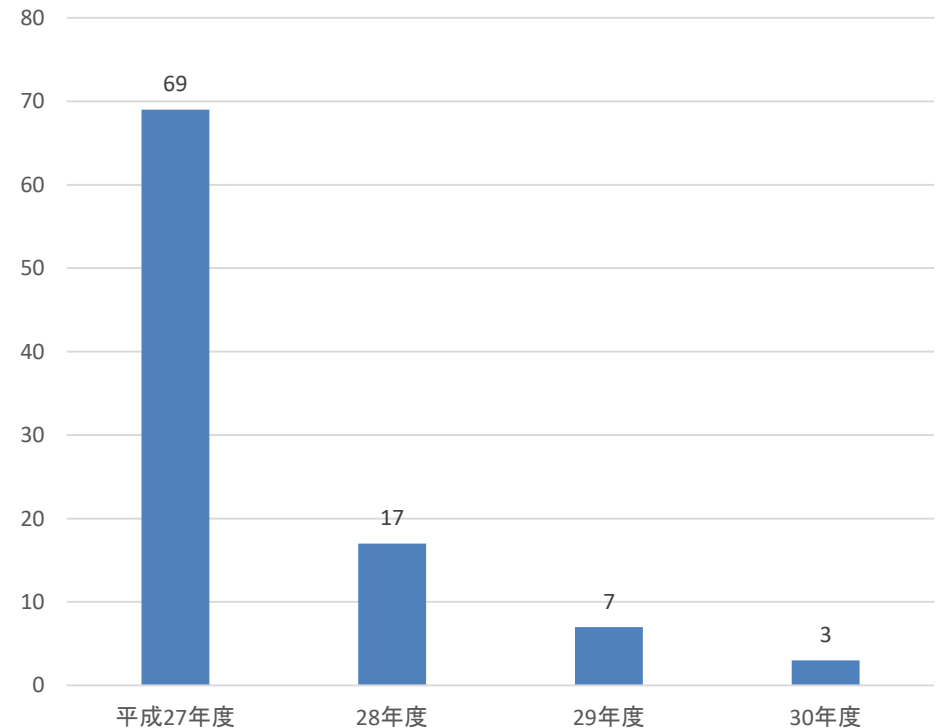
平成30年度までの再指導状況

(N = 403)



年度別再指導実施事業所数(重複計上含む)

(事業所数)



過去の主な指摘

労働者派遣制度の改正について(平成 26 年 1 月 29 日労働政策審議会建議)

- 平成 24 年改正法の規定については、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き当審議会において検討を行うことが適当である。

グループ企業内派遣の8割規制

- 関係派遣先への派遣割合が8割を超えている違反事業所の割合は低下が続いているものの、未だ違反事業所が一定程度あること、過去に違反した事業所のうち約19%が再度指導を受けていること、を踏まえ、グループ企業内派遣の8割規制の在り方について、どのように考えるか。